

作成担当課・係	技術管理課基準第一係
作成時期	2010年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	2015年度

事務連絡  
平成22年 8月 5日

本局各部各課（室）長 殿  
各事務所（管理所）長 殿

総務部 契約管理官  
企画部 技術調整管理官

### 「設計変更に伴う適正な措置」についての運用（一部改正）

「設計変更に伴う適正な措置」については平成20年11月28日付け事務連絡より送付されているところですが、下記の通り運用を一部改正したので送付します。

#### 記

#### 1. 改正の背景

工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的に、「総価契約単価合意方式」を平成22年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用していることを踏まえ、以下のとおり改正するものである。

#### 2. 改正内容

協議簿に表記する概算金額について

##### 1) 積み上げ積算方式

（個別単価合意方式及び包括単価合意方式）

単価合意書に基づき、直接工事費を算定した額とする。

なお、単価合意書に記載のない種別、細別等については、官積算額とする。

##### 2) ユニットプライス型積算方式

単価合意書に基づき、直接工事費ユニット（経費込みの直接工事費）を算定した額とする。

なお、単価合意書に記載のない、種別、細別等については、官積算額（直接工事費ユニット）とする。

##### 3) 単価合意方式の対象としていない工事の取扱い

官積算を行い落札率を乗ずることなくその直接工事費とする。

#### 3. 適用時期

「総価契約単価合意方式」の実施にあわせ、平成22年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用。

問い合わせ先：契約課 契約第一係 奥野（M85-2526）

技術管理課 基準第一係 横井、松本

（M85-3321, 3337）

# 「設計変更に伴う適正な措置」についての運用（解説）

## 1. 背景

これまで設計変更の請負者への通知は指示簿により行われていたが、この場合、工期末の契約変更時において予定価格と請負者の見積金額に大きな乖離が生じている事案が見受けられる。

この指示簿での処置では、契約変更に伴う費用の増減や工期については触れられず、後日の契約変更時にこれまでの変更分を一括して、請負者に協議されることとなり、ここに大きな課題を残すと共に、請負者に対する片務契約の温床となっている。

一方、請負者（元請）は、現場施工を下請に施工させる場合には、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）により下請契約を締結する必要があるが、発注者との契約金額が未定の状況のまま下請との契約を結ばざるを得ない状況となり、最終変更額が下請金額と乖離を生んでいる現状がある。

このような状況を引き起こさないためには、本来、当初設計において設計変更が生じないように十分な現場整合を図った設計を行っておくことが肝要である。

しかし、実際の土木工事においてはその性格上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない制約がある。

このため、予期し得ない設計変更が発生するものと認められるので当面の取扱として『昭和44年3月31日付け官房長通知「設計変更に伴う契約変更の取扱について」』が通知された。

本来は、発注者が設計変更を行う都度、契約変更を実施することにより、請負者（元請）は下請業者と契約を締結することとなる。このことは発注者・請負者・下請間で対等な立場における合意形成に基づいた土木工事が履行されることとなるが、その妨げとならない軽微な設計変更に伴う契約変更は工期末に実施しても良いこととしたものである。

このような取扱を過去から行っているところであるが、昨今、先に示した事例の発生が見受けられることから、さらなる適正な措置が必要となったところである。

## 2. 概要

今回の措置は、『昭和44年3月31日付け官房長通知「設計変更に伴う契約変更の取扱について」』をより適正に実施するため、発注者・請負者が対等であるとの認識と金額の乖離を解消するために、軽微な設計変更については、指示簿にて処理してきたところであるが、金額変更が伴う設計変更は、これまでの指示簿に変え、協議簿により設計変更内容を指示したものについて、概算金額及び延長必要日数を明示したうえで、請負者と協議を行うことにより合意形成を得ることとした。

軽微な設計変更においては、指示簿を協議簿に変え、請負者は設計変更内容を指示されたものについて、概算金額・延長必要日数を了解の上施工に着手するため、双務性の確保が可能となる。

概算金額についてはこれを示すことにより、請負者は下請予定者等との見積交渉等の参考となり、透明な下請契約が可能となる。

また、発注者の示す概算金額と下請予定者等との見積りに大きな乖離がある場合は、発注者から協議を受けた請負者は発注者に対してそのことを示す見積り及び理由をもって回答をし、発注者は妥当性の確認が出来ればその見積りを採用することにより現場実態に見合った金額とすることが可能となる。

積算基準についてはこれまでも「積算の基本的な考え方や標準歩掛等の積算基準をできる限り公表し、積算基準そのものの妥当性を世に問うとともに、請負者による的確な見積りに資すること」（中央建設業審議会の建議）とされており現在でも請負者は積算可能である。そのため、概算金額を示すことにより、請負者のより適正な下請契約に資するものである。

工期の延長必要日数については、軽微な変更の場合のため、基本的には元設計通りとすることが原則であるが、必要な場合はこれを示すことにより、請負者は施工工程を検討し適正な工期にて施工することが可能となる。

### 3. 実施方法

#### (1) 設計変更が可能な範囲

設計変更金額の見込額の合計額が30%を越えない範囲とする。

これを越える見込みの場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものについてのみ設計変更が可能。これを一体不可分と解釈する。

一体不可分でないものは原則として別途契約とする。

一体不可分は発注者としての考えではなく、第三者の立場で判断する。

その判断は事前個別ごとに発注部所にて整理されたい。また必要に応じ本局担当課と打合せされたい。

#### (2) 設計変更に伴う契約変更手続きをその都度、行うものについて

1) 設計変更に伴う契約変更手続きをその都度、行うものは下記の通りとする。

##### ① 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

以下に該当するもの、または当初の機能目的を超える変更を行う場合は重要と判断する。

- ・ 当該工事の主要工事目的物の主構造（断面）の変更
- ・ 当該工事の主要工事目的物を施工するための工法の変更
- ・ 当該工事の主要工事目的物の施工位置の大幅な変更
- ・ 当該工事の主要な指定仮設等の構造変更及び指定された施工方法の変更

## ②原則、新工種に係るもの

当該工事の種別・細別等を新たに追加する場合を原則とし次の判断基準による。

- ・当初設計にない工種（新規に下請契約を行わなければならない可能性のあるもの）
- ・当初設計にある工種で隣接工区等で一体不可分により追加指示する工種。
- ・金額によって判断するものではないと考えるが、小規模なものは考慮

## ③設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が請負代金額（当初）の20%をこえるもの

①～③については、昭和44年3月31日付け官房長通知「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の抜粋であり、従来から定められている事項である。

## 2) 積算方法

現行積算のとおりとする。

## 3) 国債工事の取扱

国債工事については初年度及び中間年度については増額の契約変更が通常出来ないため、既済部分が不足する場合などの契約額を増額させない契約変更など、やむを得ない場合を除いて契約変更は実施できないことに留意すること。

## (3) 軽微な設計変更に伴うもので、協議で足りるものについて

この場合は協議簿にて、設計変更内容を指示したものについて、概算金額(直工)、必要延長日数を記載し、請負者と協議を行ない請負者と合意のもとで施工する。

### 1) 概算金額

#### ①協議簿に表記する概算金額について

##### I 積み上げ積算方式

(個別単価合意方式及び包括単価合意方式)

単価合意書に基づき、直接工事費を算定した額とする。

なお、単価合意書に記載のない、種別、細別等については、官積算額とする。

##### II ユニットプライス型積算方式

単価合意書に基づき、直接工事費ユニット（経費込みの直接工事費）を算定した額とする。

なお、単価合意書に記載のない、種別、細別等については、官積算額（直接工事費ユニット）とする。

##### III 単価合意方式の対象としていない工事の取扱い

官積算を行い落札率を乗ずることなくその直接工事費とする。

## ② 官積算の方法

- ・ 標準積算によるものとする。
- ・ 標準積算によれない場合は、請負者の見積り（材料単価・施工歩掛かり一般管理費込みの機器費等）による。
- ・ 特別調査(臨時調査)・3社以上見積などこれまでの見積りは行わない。

\* 標準積算と当該工事の現地条件等による実勢価格に乖離があると判断される場合などは、請負者に見積りの提出を求め、ヒアリングを実施の上妥当性があると認められた場合は請負者の見積りを採用する。

標準積算と実勢価格に乖離がある可能性としては、

- ・ 現場が点在しておりそれぞれが小規模である
- ・ 工期や施工時間帯等時間的な制約が大きい
- ・ 市街地であり施工上の制約が大きいなどが考えられる。

妥当性の確認方法などの例を下記に記載する。

◇ 求めている内容と一致しているか確認する

- ・ 見積りが要求した項目毎のものとなっているか（数量総括表に対応しているか）
- ・ 見積りの内訳及び単価表があるか
- ・ その内訳及び単価表の項目・仕様・数量は設計図書に適合しているか

◇ 現場条件・施工条件に適したものとなっているか確認する

- ・ 現場条件は整理されているか
- ・ 現場条件に適した施工方法（工法・施工機械）となっているか
- ・ 安衛則などを含めて適正なものとなっているか

◇ 見積り金額の妥当性（説明できるものか確認する）

- ・ 見積りが正式なものとなっているか（社印が有るか等）
- ・ 見積りの金額の根拠の確認（本工事用下請業者等の見積り等）
- ・ 個別の材料等が最近の取引実績の単価（金額）であるか
- ・ 個別の材料等が本工事用の見積りがあるか
- ・ 官積算と比較できる場合、乖離があったときにその理由を具体的に説明が可能か
- ・ 直接工事費に間接工事費が含まれていないか（下請業者も含めて）

◇ 妥当性が確認できない場合

- ・ 現場の実績（歩掛かり・材料単価等）により積算することを検討する。
- ・ 現場の実績とは、歩掛かりについては請負者に施工完了後実績を提出させそれを作業日報等により確認を行うなどにより妥当性の確認を行い採用する。
- ・ 材料費については納品書、請求書、領収書等により単価の確認を行う。

◇ 短期間に回答することが困難な場合の対応

- ・ 早急に施工する必要がある場合は、協議簿にて、設計変更内容を指示したもののについて、概算金額及び延長必要日数については「後日、官

積算と請負者の見積により協議する」など基本方針を合意形成したうえで、別途協議を行うこととする。

\*ただし、概算金額の算出については近接の他工事における工種・時期・規模などが類似する場合は特段の注意が必要。また、現行積算によれない場合は必要に応じ本局担当課と打合せを行うこと。

## 2) 延長必要日数

### ① 基本的考え方

延長必要日数については、工期延期が必要な設計変更については原則契約変更と同時に行うものであるため、ここに記載する延長必要日数は、原則元設計通りとする。

### ② やむを得ず延長が必要な場合

ただし、①にそぐわない場合はこの限りではないが、ここに記載したことが契約事項とはならないことに留意し、後の契約変更時に変更可能な延長必要日数を記載する。

### ③ 年度を越える場合

延長必要日数算定の結果、工期が年度を越えるような場合は、本局担当課と協議すること。

## 3) その他

### ① 協議簿の内容（概算金額、延長必要日数等）が了解されない場合

金額等の相違により請負者より了解されない場合は、請負者に見積書の提示を求め、その内容についてヒアリング等を実施したうえで見積の妥当性が確認できれば、官積算として採用する。

妥当性の確認の例としては3.(1)に記載しているが加えて短工期等での施工費アップについても客観的にその必要性及び金額が説明可能であれば妥当であると判断する。

妥当性が確認できない場合は現場の実績により積算することを検討する。これらの積算を行ったうえで再協議する。

### ② 請負者発議の協議簿

請負者発議の協議簿については、その協議に対し発注者として設計を行い、その設計に対して概算金額及び延長必要日数を記載し、請負者に発注者から回答（協議）する。

## 4. 積算技術業務の運用

この措置に伴い職員の対応が困難な場合は積算技術業務での対応を可能とする。

### (1) 運用方法

積算技術業務での運用は可能とするが、工事請負者への迅速な対応及び職員の技術力の保持・コスト意識の向上の観点から下記の通りとする。

- ① 業務の運用については基本的にはこれまでと同様に行う。
- ② 軽微な変更については極力委託しない。
- ③ 「発注用設計資料の作成」は積算技術業務では実施しないこととする。  
ただし、新工種等作業量が膨大な場合はこの限りではない。
- ④ 「発注用設計資料」については、積算技術業務への委託前に必ず内容確認を行い、必要に応じ設計コンサルタント等に確認を行う。  
また、委託中に積算技術業務の確認により必要となった設計コンサルタントへの確認も直営にて行う。
- ⑤ 積算に用いる材料単価、歩掛かり等がない場合は未入力のまま受取り、入力作業は工事請負業者より協議により受け取った単価を直営で入力する。
- ⑥ 一度、積算技術業務にて実施した契約変更・協議にかかる積算業務の請負者から了解されなかった場合の追加作業は直営にて行う。
- ⑦ 一度、積算技術業務にて実施した契約変更・協議にかかる積算業務の精算変更は再度積算技術業務に依頼しないこととし、直営にて作業を行う。

## (2) 業務の変更の考え方

業務の設計本数の考え方は工事の最終変更時に年度内の同一工事の業務を全て合わせて変更することとする。

なお、年度末まで変更が行われない場合は、年度末に精算することとする。

## 5. 相談窓口

総務部	建設専門官	契約課	契約第一係
企画部	建設専門官	技術管理課	基準第一係

## 6. その他

本解説については、実施過程において新たな課題等が生じた場合は関係部所の意見を踏まえ適宜修正・追記を行っていくこととする。

# 工事打合簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成   年   月   日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 (指示) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他(   )		
工事名	平成〇〇年度 〇〇地区〇〇工事		
(内容)			
(請負者発議は第18条第4項、発注者発議は19条)			
1. 土木工事請負契約書第18条第4項 (19条) により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。			
1)設計変更内容(別添に示す仕様書・図面等による)			
2. 本設計変更に関わる請負代金額の変更概算金額(及び延長必要日数)については下記のとおり協議する。			
なお、この変更概算金額(及び延長必要日数)については、あくまでも概算値によるものであり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。よって、本協議に関する契約変更については、土木工事請負契約書第(23条)24条により			
(工期の変更を伴う場合は23条)			
後日、変更契約協議を行う予定である。			
1)概算金額      約      百万円増(減)額の見込み (本金額は、直接工事費ベースの金額である。)			
2)延長必要日数 約      日増の見込み			
添付図      葉、その他添付図書      (回答希望日 平成   年   月   日)			
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 ・ <input type="checkbox"/> 承諾 ・ <input type="checkbox"/> 協議 ・ <input type="checkbox"/> 通知 ・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他	
	請負者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解 ・ <input type="checkbox"/> 協議 ・ <input type="checkbox"/> 提出 ・ <input type="checkbox"/> 報告 ・ <input type="checkbox"/> 届出します。 <input type="checkbox"/> その他	
		平成   年   月   日	
		平成   年   月   日	

総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者